規則案提出書

神奈川県議会会議規則の一部を改正する規則案

上記規則案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和3年7月12日

神奈川県議会議長 小島健一殿

提出者 神奈川県議会議会運営委員会 委員長 しきだ 博 昭

神奈川県議会会議規則の一部を改正する規則

神奈川県議会会議規則(昭和31年神奈川県議会規則第1号)の一部を次のよう に改正する。

第1条第2項を削る。

第10条中「出産」の次に「、育児、介護」を加え、「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員が出産のため会議又は委員会に出席することができないときは、前項の 規定にかかわらず、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、 14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日) 後8週間を経過する日までの範囲内で、出席することができない期間を記載し た欠席届をあらかじめ議長又は委員長に提出することをもつて、同項の規定に よる欠席届の提出に代えることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

女性を含めた多様な層の住民がより議会に参画しやすい環境を整備するため 欠席事由の例示等を追加するとともに、議員の参集に係る応招出席簿に関する手 続を廃止するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。